

継 続 審 査

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(インターネット公開版)

令和2年11月定例会審査資料

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳情一覧表	1
総務教育常任委員会	3

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 2 年 - 2 7 (2 . 9 . 4)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について	選択議定書の批准を求める会とっとり	3 頁

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－27 (2.9.4)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書の提出について ▶陳情理由 1979年、国連であらゆる形態の女性差別をなくすことを目的とした「女性差別撤廃条約」が採択され、日本は1985年に批准した。その後1999年に、この条約の実効性を高めるためのいわば補完的条約である「女性差別撤廃条約選択議定書」が採択された。2020年現在、締約国189ヶ国のうち113ヶ国が批准している。しかし日本はまだこれを批准していない。 日本の男女平等度は世界121位（153ヶ国中）で、特に政治分野は144位と世界から大きく遅れを取っている。様々な男女差別をなくしていくためには選択議定書の批准が必要である。 「選択議定書」を批准すると、条約締約国の個人または団体が条約で保障された権利が侵害され、かつ国内ですべての措置が尽くされてもまだなお救済されない場合に、直接、女性差別撤廃委員会に申し立てできるようになる。これまで日本の裁判所は条約に書かれている内容を積極的に裁判上の根拠としていないため、「条約違反」をもとに裁判を起こしてきた多くの女性たちの訴えは退けられてきた。条約を批准すると国際社会の視点が反映されるため、国内の裁判所においても性差に基づく差別や暴力を許さないという前提が共有されやすくなり、裁判に条約が生かされるようになる。 2016年に日本の条約実施状況報告書を審議した国連女性差別撤廃委員会が、2017年には国連人権理事会も選択議定書の批准を日本政府に勧告している。	選択議定書の批准を求める会とっとり	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		日本政府も第4次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としており、来年改定予定の第5次計画案にも同様の意思を明記している。また県内では湯梨浜町、北栄町、大山町、南部町、江府町が同様の陳情を採択し、三朝町、伯耆町が趣旨採択をしている。今、同条約の批准を実現するときと確信し、以下陳情する。 ▶陳情事項 鳥取県議会から国会に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を求める意見書を提出すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

